

UR賃貸住宅狭山台団地の継続家賃値上げ中止と高家賃引き下げを求める意見書

都市再生機構においては、平成26年4月1日より継続家賃の改定を予定している。市内の狭山台団地においては世帯主の7割が60歳以上、年金生活者は半数を超えている。さらに一人住まいの高齢者の増加が著しく、家賃の負担は重いものとなっている。

都市再生機構の家賃改定ルールは、継続居住者の家賃を近傍同種家賃まで引き上げることが目的であるが、その結果、高家賃団地ほど空き家率が高い傾向となっている。都市再生機構の賃貸住宅は、法制上、住宅セーフティネットに位置付けられ、機構法付帯決議は「居住者に過大な負担にならない家賃への配慮」を機構に求めている。3年ごとの改定ルールを単に理由とすることなく、現状を踏まえた家賃の維持、空き家の早期解消に努めるべきである。

よって、関係機関においては、居住者が安心して生活できるよう、下記の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 都市再生機構は、賃貸住宅居住者のおかれている生活実態に配慮し、平成26年4月の家賃値上げを中止すること。
- 2 都市再生機構は、高家賃を引き下げ、負担軽減を図るとともに、空き家の解消に努めること。
- 3 低所得高齢者の居住安定を子育て世帯への施策を含め、公共住宅としてふさわしい家賃制度の確立及び家賃改定のルールの抜本的な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月13日

埼玉県狭山市議会

提出先

内閣総理大臣

国土交通大臣

独立行政法人都市再生機構理事長